

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会

|       |                                      |                        |
|-------|--------------------------------------|------------------------|
| 日 時   | 令和元年 6月27日 (木) 閉会中                   | 10時48分 開会<br>11時50分 閉会 |
| 場 所   | 相良庁舎 4階 大会議室                         |                        |
| 出席議員  | 委員長 鈴木千津子 副委員長 大石和央                  |                        |
|       | 1番 鈴木長馬                              | 2番 瀨崎一輝 3番 原口康之        |
|       | 4番 吉田富士雄                             | 5番 平口朋彦 6番 藤野 守        |
|       | 7番 大井俊彦                              | 8番 名波喜久 9番 植田博巳        |
|       | 10番 村田博英                             | 11番 良知義廣 12番 澤田隆弘      |
|       | 16番 太田佳晴                             |                        |
| 欠席議員  |                                      |                        |
| 事 務 局 | 局長 植田 勝 次長 原口みよ子<br>書記 大塚康裕 書記 森田さおり |                        |
| 説 明 員 |                                      |                        |
| 傍 聴   |                                      |                        |

署名 委員長

## 開会の宣告

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

それでは、時間が少し早いのですけれども、皆様おそろいですので、議会改革特別委員会を始めさせていただきます。

きょうは本当に、本会議の後、いろいろ事件がたくさんありまして、本当にご苦労さまでした。それでは、ただいまより始めさせていただきます。

---

## 2 事件 (1) 議会基本条例の検証と見直しについて

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

(1) としまして、議会基本条例の検証と見直しについてです。

皆様のお手元に資料等、何枚かありますけれども、それでは、グループ1のほうで一応調査結果が上りましたので、これまでの報告を含めてお願いいたします。

中野委員。

### ○（中野康子君）

議会基本条例のほうの改正をいたしましたので、この表をごらんになっていただきたいと思えます。新旧の対照表になっておりますところがございますけれども、見出しと規定がマッチしていなかったために、規定の内容を見直しておりますので、その部分が変わっております。11条です。

それから、第13条のほうは、地方分権時代における議会の役割の増大と、それから将来の予測と展望等という文字を入れさせていただいております。

それから、第14条と第15条につきましては、やはり地方分権時代における議会の役割の増大という字句を加えて、改正案の新旧対照表を作成いたしております。

以上でございます。

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

今、説明いただきましたが、どなたかご意見等ありましたら。基本条例のほうはこれでよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは、次に移らせていただきます。

いいですか。もしあるようでしたら、確認したいこと等。

平口委員。

### ○（平口朋彦君）

これを見させていただいて、13条のほうですね。現行と改正案で、改正案のほうに、地方分権時代における議会の役割の増大という文言が盛り込まれて、まさにそういったことなのだろうな

と思います。14条にも、地方分権時代におけるという表現がされていて、ここの部分というものをうたうことは非常に必要だと思います。

この地方分権時代に、ここに表記する、しないは全然別なのですけれども、地方分権時代というものを、やはり2000年4月1日からの地方分権一括法をもって、国のほうからの機関委任事務が廃止された以降、地方分権時代というふうに考えているということで、そういった認識でよろしいかどうか。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

議員定数の改正に当たりましては、行財政改革の視点だけではなく、こういった部分も煮詰めながら、しっかりと当たっていくという意味を込めて入れさせていただいております。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

よくわかりました。あともう一点、ちょっと細かいことで申しわけないのですけれども、将来の予測と展望等の「等」というものは、表現としては非常にわかるのですが、具体的に、こういったものとかというものがあるわけではないのか、想定としてはどういうふうな感じで盛り込まれたのかお聞かせください。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

将来の予測と展望等というのは、別にそこに何かがあったわけではなく、「等」を入れておくことによって幅を広げて物事を考えられるかなという思いがありまして、入れさせていただいております。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかには。

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

私のほうから少しお聞きをしたいのですけれども、この議会基本条例を制定するに当たって、特に議員報酬についてはうたわれていなかったということで、ここで入れてくれるということは、いわゆる議員定数とセットでありますので、非常に重要なことというふうに思いますし、さらに政務活動費もこの中に入れていくということで、提案としては非常によろしいかというふうに思っています。

ただ、議員報酬に関してですけれども、他の市町の条例を見ますと、議員定数の条文の書き方と報酬に関して、いわゆる同じような書き方であらわされているのが他市町からの条例で見てと

れるのですが、この改正というか、つけ加えられた議員報酬というのは、少し定数の文言と、やや趣が違った表現ということになるろうかと思えます。それでいいのかどうかということで、少し疑問といたしますか、もう少し整えたほうが、定数と報酬の文言、これは整えたほうが、条例の据わりとしてはいいのではないかなというふうに少し思いました。

政務活動費につきましては、これでよろしいかというふうに思いましたけれども。

以上です。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

それこそ、議員報酬と議員定数というのは、他市町のをちょっと参考にさせていただいておりますけれども、やはり条例をきちんと設けて、別の体系でやっております。

それと、議会基本条例に規定にして、議員のあるべき姿を明確にする必要があるということで、今回、このような形にさせていただきました。

補足がありましたら、大井委員、お願いいたします。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

定数と議員報酬の条項なのですけれども、ここでいうと13条、14条ですか。ここを連携というか、つなげるという考えは余りなくて、13条、14条はそれぞれ単独の規定ということで考えて、据わりはよくないかもしれないのですけれども、考え方としてはそういう考え方でございます。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

よろしいですか。

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

考え方はわかりました。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかにはいかがでしょうか。

では、平口委員。

**○（平口朋彦君）**

すみません。ごめんなさい。政務活動費第15条なのですけれども、これ、よくよく読むと、するものとするになっていきますよね。私は、個人の意見を言う場ではないのであれなのですけれども、政務活動費が必要だとは思っているのですけれども、政務活動費も、これからの議論なのかなとはざっくり思っていたのですけれども、これでゴーサインを出すと、もう確実にするものとするので、するということになるということでもいいのですか。その解釈で。

○（中野康子君）

一応できる規定として考えたものでございますけれども、これはまた、皆さんのご意見を伺って、また基本条例の中で、みんなで考えてもいいとは思っております。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

たまたまというわけではないのですけれども、次のパンチがあいているところに用語の解説をしてくださって、ア、イ、ウとあるのですよね。なので、することができるに、することができる、するものとするというもののここで使うのを今後、議論、この15条に関しては、政務活動費、これから議論が深まってくると思うので、それに合わせてこの用語を、最後のあれですよね。変えていくつもりであるということでもいいでしょうか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

そのとおりです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

わかりました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私、11条の委員会活動のところに、専門的及び具体的な議論によりという文言が新たに入ってきているのですけれども、今の委員会というのは2年に一度、全て人が入れかわるというような状況の中で、今後、委員会の委員の決め方というのが、この専門的というのを入れることによって変わってくるのかこないのかということと、ここに書いてあるのが、専門的というのが、学識経験者の専門的という位置づけになっているのか、そこら辺を教えてください。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

私が答えていいかわからないのですけれども、ここで言う専門的というのは、委員会として、その委員会が専門的という意味で捉えて、その委員さんが、例えば学識経験であるとか専門的な知識を持っている方とかということではなくて、委員会として専門的に行わなければいけないと、そういうような形の専門的という形です。だから、個人的にどうというのではなくて、委員会としてということに捉えております。

○（植田博巳君）

わかりました。個人的に考えると、今のやり方が、2年に1回全て交代していくものですから、ある程度2年やって、もう一度ということで、専門的だったけれども、違うところにまた行くということで、この専門的の意味合いがどうなのかなということで確認いたしました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがでしょうか。

ないようでしたら、（2）の議会報告会開催要綱の一部改正についてに移りますけれども。

申しわけありませんでした。ただいま議会基本条例の、今、皆さんにご意見をいただきましたけれども、この見直し、今していただいたこれをこのままでよろしいですか。その確認だけして、すみません。よろしいですか。

良知委員。

○（良知義廣君）

そのままがいいということは、これで採決的な部分になるのですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

最終的には9月にとということで。

○（良知義廣君）

基本条例というのは、非常に議員にとってのバイブルだから、拙速でないほうが私はいいと思っていますので、ここで最後ではなくて、いずれにしても、議員の皆様が、これをもうちょっとという場合がこの後、これを振り返ってみて思う場合があるから、ワンクッション置いて、次の機会にどうですかという最終決定をしたほうがいいのではないかとこのように思っていますけれども。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

今、良知委員から、そのようにもう一度皆さん見直しをしていただいて、次回のときに最終決定をとということで意見をいただきました。

それにつきましてよろしいですか。

大井委員。

○（大井俊彦君）

やはり条例というと市の法律なものですから、ここで、もうこれでいいですねということではなくして、もう一回内容を見てもらって、確認してもらう期間を置いたほうが、いきなりこれで決めてしまって、議案として出すというのは少し危険かなというふうに思いますので、もう少し期間を置いたほうがいいと思います。それで、その間にもっとこうしたほうがいいのかということがあれば、直す期間がありますので、ここで決めてしまって、これをそのまま議案として出すということになると、ちょっと危険かなというふうに思いますので、その辺は、私もそう思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

もちろん皆様のご意見、確かにそのとおりでとも私も考えます。ただし、できれば私としましては9月の定例議会にと考えておりましたが、この後、法令の審査会等も経なければなりませんので、なるべく、では次回は早目に議会改革の特別委員会をもちろん設けたいと思っております。そのときまでにはもう最終決定しないと、法令審査は、そんなにすぐはできないですね。

そうしたことを踏まえて、また次の委員会のときには、では決定をということで、方向でよろしいでしょうか。なるべく早くその機会を設けますので。その法令審査会の日程等を考慮しまして、また日程を設けるようにいたします。よろしいですね。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

先日も、欠席時における議員報酬等の特例に関する条例（案）ということでご説明いただいて、それもやっぱり持ち帰って、もう一回中身を見てということなので、それもあわせて、もう一回会を開いていただければいいかなと思うのですけれども。

これとそれは違うかもしれませんが、同じような条例でワーキングが出てきているものなので、これはこれでいいのですけれども、前回ものはいつやるのか、じゃあ違うという声が出ていましたので、前回のものの、欠席時における議員報酬等の特例に関する条例の案の再度やる打ち合わせは、いつやられますか。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

申しわけありません。まだその日程までは組んでいないのですけれども。

それは、はっきり言いまして、特別委員会が所管しているということではありませんので。ただ、できるならば、少しでもその改正ができるものであれば、9月の定例会にかけられたら、うれしいなどは思っているのですけれども、皆さんからの意見等がありますので、もう一度、そこで日程を考えさせていただきます。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

ちょっと今の議題と違うのは重々承知の上で説明をさせていただきます。

今、植田議員からのお話があった長期欠席のほうの条例に関しましては、法令審査会の日にち、日程というものを調査しまして、次回の全員協議会でもう一度、皆様から、ご意見やご質問等をいただいて、その後の法令審査会、あと2回ありますので、そのうちのどちらかでというふうに考えております。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

事務書記。

**○事務局書記（大塚康裕君）**

すみません。法令審査会の日程の関係なのですけれども、先ほど平口議員がおっしゃいましたけれども、大体毎月25日近辺が開催日になるということで、7月の場合は7月29日、それから8

月の場合は8月26日が、9月定例会までの前ですと考えられまして、それぞれ資料の締め切りが1週間ぐらい前にあるものですから、そこら辺も見越した上で作業を進めていく必要があるかと思えます。

以上です。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ありがとうございます。

村田委員。

**○（村田博英君）**

ちょっと確認というか、整理のためにもう一回言いますけれども、議会基本条例というのを皆さんお持ちだと思うので、その基本条例を全部見直したわけです。ここに書かれているものは、新旧対照表に書かれているものは変えたものだけですから、これを提案しているわけですそれで、これについて、皆さんどう思うかということをおね。

ほかにもあったらもちろんいいのですが、非常にうまくできているのですよ、議会基本条例が。これ、バイブルと先ほど言いましたけれども、そのとおりなので、新旧対照表のこの中身を見ていただいて、それでご指摘をいただければというふうに。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

今、村田委員から、これまでの流れ等も言っていただきました。グループ1のほうで、全体のこの基本条例に関しまして、これまで見ていただいたその資料等も、皆さんのお手元のところに行っていると思いますので、もしまた見直しをされるのであれば、またそうした資料等も見ていただくということになるのですけれども、基本的には、今こうして見直していただいたこちらを主体に見ていただけたらいいのではないかなと思っておりますけれども、またそういったことでよろしく願いいたします。

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

すみません。一つだけ確認をよろしいですか。政務活動費についてですけれども、先ほどちょっと話に出ましたけれども、今後、全員協議会として検討していかないといけないもので、少し確認なんですけれども、政務活動費は、これを適正に執行しなければならない。この、執行しなければならないという文言が入っているということで、先ほど少しお話がありましたけれども、この用語の定義の中で、しなければならないというものは、するかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いると、このようになっているものですから、この読み方として、政務活動を牧之原市議会が行うということで、採用するというように決定した場合というには、裁量を与えないという読み方でいいのか、もう政務活動は採用するというふうに決めた上でということになるのかと、少し読み方で変わってくるので、私も全協の中で、運び方に少し影響が出るかなと思ったもので、確認だけちょっとお願いいたします。



**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

先ほど、できる規定にしたかどうかという意見があったものですから、このような形にしておりましてけれども、先ほど平口議員からもこの部分のご意見がありましたので、次の私どもの議会基本条例の見直しの中でやっていこう、もう一度深めようという形にしていきたいという、先ほど、そのように申し上げたように思いますけれども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

読み方のちょっと質問なんですけれども、私は。この場合の読み方、現状における読み方はどういうふうに解釈したらいいかなという。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

これは、地方自治法から来ているものでありますので、こういう表現ということになるかというふうに思います。これを、ただ、運用するに当たっては、きちんとまた条例をつくらなければならないということなので、これは別だというふうに思っています。だから、この改正をしたからといって、即政務活動費が支給されるようになるということではないというふうな解釈であります。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

今、大石議員が言われたように、私たちがこれを見直す中で、政務活動費を盛り込むときに、これは制度ができたなら、こういう形で条例に沿ってこれを運用していくということなので、この第15条が可決されたらすぐ、もう政務活動費をその時点で支給しなければならないということではなくて、そういう制度ができた時点では、この第15条に沿って運用していきましょうということですので、その辺の解釈というか、その辺は確認をしていただきたいなというふうに思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

それでは次に移ります。

---

## 2 事件 (2) 議会運営の申し合わせ事項の一部改正について

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

申し合わせ事項について、副委員長、説明をお願いいたします。

大石委員。

### ○（大石和央君）

申し合わせ事項ということでお手元に配付されていると思いますけれども、前回、市民会議につきまして提案をしたわけですが、今あります申し合わせ事項は、議会から、委員会から、市民、各種団体をお願いをして、今、意見交換をしているということの規定ということになっています。そこで、逆に市民側からの要請によって意見交換をしようというようなことを提案するに当たって、申し合わせ事項を変えなくてはならないのではないかとということでお示しをしたわけですが、さきの議論の中では、現在の申し合わせの中でも、市民からの申し合わせに沿って意見交換ができるのではないかとというふうなご意見もありました。

それを踏まえて、ここから、現在の項から読み取することは不可能かと、現実問題そうなりますので無理かというふうに思いますが、しかしながら、ここをはっきりさせるために、改正案ということで、このところを、なお、各種団体等から開催の要請があったときも同様とするということで、ここで、皆さんご理解を願えたらというふうに思います。

そこで、このようなことを、これは最終的な提案になろうかというふうに思いますけれども、ご意見をお願いしたいと思います。

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

この案に関しましては、前回の続きということで、一つの案にまとめたらどうかということでこの案にさせていただいたわけですが、これにつきましても、皆さん、ご意見はいかがでしょうか。

平口委員。

### ○（平口朋彦君）

このなお書きの部分、このなお書きの部分の述語は同様とするというか、述語になろうかと思えます。この同様とするという部分の目的というか、それが当たる部分というのは前段の文ですよ。前段の文の必要に応じてというところを同様とするというふうに解釈していいのか、そこに捉われるものではないのか。この同様の範囲をどう捉えるかをお聞かせください。

### ○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

### ○（大石和央君）

ここから読み取れるのは、上の部分をそのまま、なお書きするという形になると思いますので、ここに、この必要に応じて含まれるという解釈になろうかと思えます。

しかしながら、要は、やっぱり皆さんのほうから、市民の皆さんのほうから意見交換をしても

raitaiということは、これは尊重されなければならないというのが一義的ですけども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今お聞きした意図としては、この同様の範囲を、例えば前段全部というふうにくくってしまうと、所管事項についての調査研究のためというところで、各種団体からの開催の要請が必ずしも所管事項についてではなくて、具体的なものは出てこないのですけれども、市の一般事務ならば、所管事項について割り振りができると思うのですね。ただ、市の一般事務以外の部分という部分で開催の要請がある可能性もひょっとしたらあるのかなとあって、今、ぱっとイメージしてしまったのです。そういう意味で、この同様というものを所管事務についての調査研究というところまで広げてしまうと、あれ、これは所管事務の調査研究とはちょっと毛色が違うよねというものには対応できなくなるのかなという、ちょっといちゃもんみたいな質問で申しわけないのですけれども、そういうふうにイメージしてしまったので、お聞きしたというのがあるのですけれども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

厳格にやってしまうということもあろうかというふうに思いますけれども、これはあくまでも申し合わせ事項ということで、そのあたりのところは、議会の良心を持ってこれに当たるということだと思いますので、その判断につきましては、それぞれの所管事務以外のものについても、そのあたりのところを検討して、どういうふうに対応するのか、また、できないのかを含めて検討した上で対応していくということになるかと思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかにはいかがでしょうか。

もし皆さんのご意見がなければ、一応、今回はこれで通ったということで、決定事項としますけれども、よろしいでしょうか。ご意見のほう、いかがでしょうか。

幅広くとおっていただけるというふうな解釈で。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

では、一応この文言でよろしいということで、皆さん、よろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

2 事件 (3) 議会モニター制度について

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

それでは、この後、モニターに関する要綱ということで。

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

引き続き、私のほうから説明をいたします。

前回、議会モニターに関する要綱につきましてはお示しをして、それぞれご意見をいただきました。それをもとに訂正をしたものであります。

細目につきましては、まだきちんとこれを運用するための細かいことについては、今、まだ検討中でありまして、少なくともこの要綱について、皆さん了承していただかないと、運用事項についてちょっと検討ができませんので、まずはこの要綱の条文を精査していただきまして、この場でご了承願えれば、後は細目についてまた検討していくということで、実施に向かって進んでいきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

これにつきましてはいかがでしょうか。

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

第8条の市議会モニターは、無償にするというこれですけれども、さきの議会報告会で、2カ所で、その報酬について少し指摘がありました。ですから、この点について少し、皆さんの意見を集約しておいたほうがいいかなと思いますけれども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

先ほど報酬と言われていましたけれども、費用弁償に関しては、議会から費用弁償を出していく、支出していくということはありませんので、今、ここには交通費程度とありますけれども、今、市が支払っている交通費程度の、その金額の支給しかできないというふうなことであります。

だから、非常に問題というか、理解してもらわないとなかなか大変だと思います。もう少し議会に協力すれば、それなりの費用弁償がもらえるというような感覚だと、非常に誤解を生むかなというふうに思いますが、あくまでも、このモニターの職務という中にありますけれども、決して事細かく、再々議会のほうに出向いてもらって、いろいろモニターしてもらおうということでもないものですから、その点、一般的に行われているボランティア精神でもってやられるということをもっと具体的に表現をして、このモニターに対しての、無償についての理解を求めたいというふうには思いますけれども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

わかりました。実施している市があるものですから、その例を少し、もし調べてあったら話してもらいたいのですけれども、そういった根拠というのを少し準備しておく必要があるかな。今、大石委員が言われたそういったことでいくなれば、その必要があるかと思うのですけれども。

○（大石和央君）

少し詳細を調べます。

全てではないのですけれども、費用弁償ということで支払っているところはないというふうな理解です。できないというふうに思っていますので。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがですか。

植田委員。

○（植田博巳君）

ちょっとわからないもので聞きたいのだけれども、第5条の市議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとなっているのだけれども、もしこの職務を行っている最中に災害等というか、事故とか、そういうことがあった場合は、どういうふうな形にこういう場合はなるのでしょうか。それを教えてください。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

一般的にどうでしょうか。

ただ、この場合、今行われているように、例えば皆さん、傍聴に来られますよね、議会傍聴。そしてまた、議会報告会にも皆、参加してもらいますよね。それと同じようなところだというふうに、私は理解しています。

それで、そういうときに災害が発生した場合とか、何らかの事故等が遭った場合、どうするかという対応は、今、まさにそういう中から判断していかなくてはならないのかなというふうに思いますけれども。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

議会報告会に来ていただく方と一緒にということなのだけれども、ここに書いてあるように、委嘱して、こういった（1）から（5）までの職務を行うということということにうたってあるという、今おっしゃった解釈とはちょっと変わるのかなと思うのですけれども。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

少し、確かに委嘱行為がありますので、その点、自主的に、主体的に参加するものとは、これは違いが当然生まれます。その細かいところについては調べていないのですけれども、その点も含めて調べまして、後ほどというか、議論をこれから進めていく中で明らかにしていきたいというふうに思っています。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

今のことで、逆に、市の関係で費用弁償が出されている、そういったものに出席した場合、公務災害と言えるのか、もしあった場合はどうなるかという、そこも調べておいてください。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

そこらも参考にとということ。

村田委員。

**○（村田博英君）**

モニター制度は、私は必要かなと思っていますが、どれぐらいの位置づけにするかというのが、個々に思いが違っているのではないかと思うので、その辺をはっきりしておいたほうがいいのではないですかね。

どういうことかということ、要するに傍聴人ではないわけです。ある種、モニターになる人に議会のあり方とか、おかしいのではないかとかというアドバイスをいただいたりするわけですから、その三角関係の、行政と議会、二元代表制のモニター制度は、どういうことの位置づけでやるのか、そこをはっきりしておかないと、いろいろな制度が、それとなる人がどの辺のレベルの人ということも出てくると思うのですよ。

それで今、考えると、モニターをやってくれる人といっても、なかなかこれは大変集まるかなという気もするのですが、先ほどの報酬も絡むと思うのです。そういう人に、無償でというのもどうかと思うのです。民生委員でも、そういうまちの、民生委員も、報酬という言い方はあれだけれども、幾らか出ていますよね。ほかの団体にも出ているわけです。区長さんはもちろん出ている、全部ボランティアということはないわけですから。評議員さんも出ているし、町内会長さんも出ているのですよね、幾らかですよ。私は、町内会長をやらせてもらったときに3万円もらいました。そういうぐあいに出ているのです、年間ですよ。

だから、そういう意味でいって、そのモニター制度の位置づけをせっかくアドバイスいただく人たちが、左に偏ったり、右に偏ったりするのも困るわけですから、公明正大なモニターをしていただきたいということで、議会のあり方について側面からメスを入れるというか、アドバイスをいただくと、そういうことではないかと思うのです。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

この議会モニターの目的というのは、1条にも書いてありますけれども、まずは議会運営に関して、市民目線で見えていただいて、ここがおかしいのではないか、こう変えたいのではないかという提案を市民から受ける、モニターから受けるということが一つあるかと思います。

さらに、とにかく議会に関心を持ってもらわなければならないということで、こうしたモニタ

一制度を設置することによって、議会に市民が参加することによって、議会を深く理解をしてもらうという中で、あるいは、そのモニターの人が議会、議員ということに関心を持って、選挙に出られるというようなところまでつながっていければ、非常に有効な手段かなというふうに思います。

そうしたことを目指しながら、牧之原市議会の議会運営並びに議会の質を高めていきたいというようにことだと私は考えています。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかに。

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

第4条の委嘱ですけれども、1号はいいのですよね。年齢とか、そうした職種、行政委員ではないかと。問題は2号で、例えば公正な社会的見識を有することとかという、そういう人物像をどうして判断するのですか。誰が判断するのですか。

というのは、このモニター制度というのは、そういう意味では有効な手段だと思うのですが、この辺によって、反面、危険な状況になる、混乱するおそれもある可能性もなきにしもあらずということですので、この辺の第4条第2号の判断は、しっかりしておかないと危険をはらむ部分も出てくる可能性があるかと思っておりますので、その辺はきっちりしておいたほうがいいと思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

まず判断するというのは、あくまでも募集をするのは議会でありますので、議会が判断していくということになるというふうに思います。そうした中での委嘱というふうになるかと思うので、どのようなことを具体的に懸念されているのかちょっとわかりませんが、議会のある意味の総意というものおかしいのですけれども、議会に反するような人がこのモニターになるということは、ちょっと想定できませんけれども。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

その第2号なのですけれども、要は、あるそういう可能性なのですけれども、例えばモニターになられて、ここで言う、公正な社会的見識を有していない方が来られて、議会運営を混乱させるような行動をとったり、言動をとった場合についてどうかなということですね。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

○（大石和央君）

懸念はわかります。ですので、7条に解任というものがうたってあります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

ただ、1回委嘱した人を解任するという事になれば、それなりの手続とか、ちゃんとした理由づけが必要になってくるとお思いますので、その辺は、やっぱり委嘱するときにある程度ちゃんとふるいにかけて人選をしていかないと、危険・・・がなる可能性があるなというふうに感じています。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

実施に移していく、運用していくということの中で、そのあたりのところも含めて議論していきたいというふうに思っています。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今、大井委員がおっしゃったところとかぶりますけれども、公募することなので、公募の基準というのをある程度明確にして出しておかないとまずいのです。それをやっておかないと、とんでもない人が来ても困りますので。

それで、公募をした場合に、全部受けるのかどうなのか、その中で審査をしてだめだよという場合もあるのかどうなのかという確認をさせてください。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

まずその点についてというか、これを実施していく、この要綱を運用していくに当たって、事細かいことを決めていかなければならないというのがあります。ですので、まずは要綱を皆さんに了承してもらった上で、事細かいことを検討しながら、よりよい制度にしていくための準備をしたいというふうに思っています。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

鈴木議員。

○（鈴木長馬君）

運用上の問題ですけれども、この中に、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会と、いろいろ委員会に出席する、全部出席するようになるのか、また、議会のほうから、この委員会に出席してくださいとか、そういうふうな運用方法になるのでしょうか。そしてまた、このモニ



ターの意見は、どういうふうな方法で聞くようになるのでしょうか。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

こここのところでは確かに事細かくうたわれていないので、わかりづらいかと思いますが、先ほど来、述べているとおり、細かな規定というか運用に関しての細目については、また別途、議論の余地がたくさんありますので、その中でやっていきたいというふうに思っています。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

疑問に思ったところを皆さんにたくさん出していただくほうが、今後の細目等を考えやすいと思います。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私は、ワーキンググループ2なので、私が言うのもあれなのですが、今の皆さんのご意見も踏まえて、先ほどのご指摘の中にある第4条の委嘱について、今、副委員長からもご説明がありました。この要綱にぶら下がるさらに下のものでも具体的に細かく決めていくというのわかりました。

では、要綱に盛り込む部分はここまで、具体的な部分はここから下の規則等で決めるというもののラインをはっきりするとき、この公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱するのは、そのジャッジメント、判断は、下のぶら下がってくるものでいいのか、要綱に乗せるべきなのかというところを、ちょっともう一度もむ必要があるかなと、今の話を聞いて思いました。

例えば、私、第4条を見たときに、最終的なジャッジメントは議長なのだと、普通にぱんと思ってしまうのです。ただ、今のご意見を聞くと、じゃあ、公正な社会的見識を有することというのを議長のみで判断をするのか、もしくは議長が議運に諮問するののかというところが具体的な部分で、これから議論されると思うのですが、それは規則でいいのか要綱の部分で明示するのかというところはもむ必要があるなと、今思いました。

これは、一つの意見として。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

**○（大石和央君）**

要綱の下にどういうものをつくるかということがあろうかと思いますが、要綱の下につくものというのは、普通に申し合わせしかないかと思っております。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

平口委員。

○（平口朋彦君）

その申し合わせに、今のご指摘にあった部分を具体的にもっと記しているという話に、私は理解したのです。それで、その申し合わせのところでジャッジメント、判断という部分を申し合わせの部分で書くのか、要綱のところに格上げと言ったらおかしいですけれども、具体的なものでも、これは要綱のほうにきっちりとうたっておくべきなのだというふうに決めるかは、ちょっと一考の余地があるかなと、今思ったのです。申し合わせと言うと、多分市民の皆さんのところには届かない範囲の文書だと思うのです。でも、要綱と言えば、市民皆さんのところに提示できる部分になってくるのかなと。もちろん申し合わせも見せろと言われれば見せるのでしょけれども、募集に当たって、この要綱というものが皆さんのところに配布されるのであれば、そういったところを要綱のほうに盛り込んでもいいのかなというふうに、今思ったという一意見です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

答えますか、いいですか。

大石副委員長。

○（大石和央君）

何というのかな、非常に慎重な意見かなというふうに思っているのですが、そこまで慎重になるべきものなのかどうかというのが、そもそも私としてはなかったもので、そこまで慎重になるということであるならば、かなりその要綱に細かく記載していかなければならない、盛り込んでいかなければならないというふうになってしまうのですが、それを望むのであれば、もう一度事細かい、今出されたご意見をこの要綱の中に入れ込んでいくということになるのですが、それが果たして妥当なのかどうかというような思いがあります。

要は、これは前向きに、積極的に進めるかどうかというのが、今、問われているのではないかなというふうに私は思っているのですが、そうでなければ、またこれを、今のご意見を踏まえた上で要綱に入れるべきものをさらに精査をして、提案をしていくということになるかというふうに思いますが、その点、皆さん、そこまで具体的に細かいところを要綱に入れたほうがよろしいかどうかというところを、ちょっとご意見願いたいというふうに思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

今、申し合わせ事項という話が出ているのですけれども、この第9条に、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるという一項がありますね。その中に入れ込んでもいいと思うのです。だから、第9条として別に定める中に、そうしたものを定める部分を入れ込んでつくってもいいと思うし、これ、ぱっとこの要綱を見たときに、そういうものに必要な事項というのは、第4条と第5条ぐらいだと思うのです。ほかはもうこの要綱そのものだと思うし、4条、5条についてももう少し具体的な取り扱いを定めれば済むことかなというふうに思いますので、第9条で議長が別に定めるで、そこで定めたらどうでしょうか。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

あと、ほかのご意見として。

濱崎委員。

**○（濱崎一輝君）**

平口議員が言ったのと大井議員が言ったのとちょっとかぶる部分もあるのですがけれども、私が思うに、平口議員と同じように、ある程度細かいものを入れたほうがいいかなと思うのです。

大井議員が言うように、第9条で議長が別に定めるものということでやった場合に、そのものも要綱と同じように、一般の人たちが見ているような形にしてもらいたいのです。それをしていないと、言われてから出すのではなくて、それを判断してもらっている中で公募するという形にしていったほうが、私はいいかと思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私は、このモニター制度に前向きに取り組みたいと思っていまして、ワーキンググループでいろいろ意見を言わせてもらって、ここに至ったと思います。

その中で、先ほど副委員長もおっしゃっていましたがけれども、何々をすべきだというべき論になると、恐らく個々の議員さん、今で言うところと委員さんですよね。個々の委員さんそれぞれがべき論を持っていらっしゃると思うのです。そこをここですり合わせて、こういう形がいいねというものを協議する場だと思っているので、今、ほかの方からいただいたご意見やご指摘というものは、一旦精査すべきかなというふうに、ワーキンググループ2の委員として思いました。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかに意見は。

太田委員。

**○（太田佳晴君）**

今の話が、最終的には9条の議長が別に定めるというところに盛り込んだということなのですがけれども、たまたま今、私、議長をやらせてもらっているのですがけれども、この後、どういうときにということを考えると、これは非常に難しいと思うのです、実際のところ。4条の委嘱ということなのですね、要は。公正な社会的見識を有する、この判断をどうするかということなのですがけれども、そもそも議会は、多様な意見を持っている議員個々の集合体なもので、個々の判断でかなり分かれるところがあるものですから、それを公正な形で議長が判断するというときに、それを言葉として定めることができるものかなと、すごい難しいと思うのですがけれども、それは今のこの結論ではなくて、そういったことも考えて、また素案をつくるならつくってもらいたいなと思います。非常に表現が難しいかなと。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ほかにはいかがですか。

名波委員。

**○（名波喜久君）**

今、これ検討して要綱を見ていたわけですがけれども、ずっとこれを読んできて、今、皆さんからいろいろな意見も出ているし、心配する点もいろいろ出ているものですから、今ここで、どうするこうすると一つずつ見ていくわけにはいかないものですから、一回、これはワーキング2だよ。そこでまた再検討しなければいけないかなと、そう思いますけれども。この場は、今、皆さんの意見を聞いて、その後にもうちょっとまとめていかないと、今のいろいろな話を絞り込んでいかないといけないと思いますので、今このままでは時間がどんどん延びるばかりになってしまいますから。そんなふうに思います。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

1点だけ。先ほど第9条の話を出させてもらったのですがけれども、今、議長からも話があったのですがけれども、これ、いろいろな要綱、規則等で大枠、必要な事項は別に定めるという表現をするのですよ。法制執務上は。なぜかという、ここでうたい切れていない等とかいいますとか、いろいろあるものですから、その辺も含めて、そこで逃げをつくっているのですがけれども、少なくとも、これは議長が定めるという表現なのなのですが、議長が個人で判断するということではなくて、別に定めるというのは、そういう法制執務上の表現ですので、別に議長が個人的に判断をするということではありませぬので、その辺は言っておきます。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

良知委員。

**○（良知義廣君）**

私は、この要綱（案）でおおむねいいのではないかと。要は、今、濱崎さんも言ったのだけれども、議長が定める、その部分は当然入る事項で、細かい部分はそこで協議をすればいい。これは議員を縛るもので、一般のモニターの人を縛るものではないのですから、基本的な部分さえ入っていれば、私はいいのではないかと考えていますけど。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

ありがとうございます。

今まで本当に、これまでこのモニターに関しては、皆さんにこれまでのような意見を今までいただいてこなかったわけですがけれども、きょうは、本当に皆さん、真摯に、しっかりと意見を言っていたいただきました。

次回におきましては、皆さんのこの意見を精査し、そして、もう一度見直しをかけて、そうしたことで、次回はまた案として提案させていただきたいと思っております。

ほかにもしないようでしたら。いかがでしょうか。

事務局はよろしいですか。いいですか。ほかに何か。

事務局書記。

**○事務局書記（大塚康裕君）**

すみません。私のほうで修正なのですけれども、本日の次第の中で、（２）のほうで、議会報告会開催要綱の一部改正についてとなっているのですが、すみません、実は、これは議会運営の申し合わせ事項の一部改正ですので、大変失礼しました。以後気をつけますので、すみませんでした。

**○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

それでは、これをもって、議会改革特別委員会を終わりたいと思います。長時間にわたって、皆様、本当にお疲れさまでした。

〔午前 11時50分 閉会〕